

化学物質の購入の際には、在庫情報を学内の管理システムに適切に登録することが重要です。購入後、安全に管理するために様々なルールが設けられていますので、確認してください。

1 化学物質管理システム CRIS



CRISの利用画面

(1) CRISについて

本学では、教育・研究に使用される化学物質は、原則、CRIS（Chemical Registration Information System）と呼ばれる化学物質管理システムで管理されています。CRISでは、下記のようなことができます。

- ▶ 各箇所では保有する化学物質（薬品・高圧ガス）やその保管場所の確認
- ▶ 保有する危険物の数量の確認
- ▶ 毒物・劇物の使用量の登録
- ▶ 登録情報を用いた各種法令に基づく集計、国や自治体への報告※
- ▶ 火災時の消防署等への在庫情報の提供

※各種法令の事例詳細は、右上のQRコード参照。

上記のためには、CRISに登録された化学薬品や高圧ガスの保管情報が、実在するものと常に一致する必要があります。そのため、納品された際のバーコードラベルの貼付、廃棄された際のバーコードラベルの返却は、速やかに行ってください（高圧ガスの場合は、伝票）。万一、納品時にバーコードラベルまたは伝票が添えられていない場合は、各薬品管理窓口（IV参照）に発行を依頼してください。

なお、一部の化学物質については、CRIS登録対象外となるものがあります。CRISへの登録要否の判断は、次頁のCRIS登録対象物質に関するフローチャートを参照。



法令に基づく報告事例
(PRTR、都条例)

(2) CRISの利用方法

▶ IDとパスワード

CRISを利用するためのIDは、個人ごとに発行しますので、取得されていない方は、QRコードからCRISの利用マニュアルを参照の上、申請をしてください。
なお、このIDは、Waseda IDと連携するため共有はできません。

▶ CRISへのログイン方法

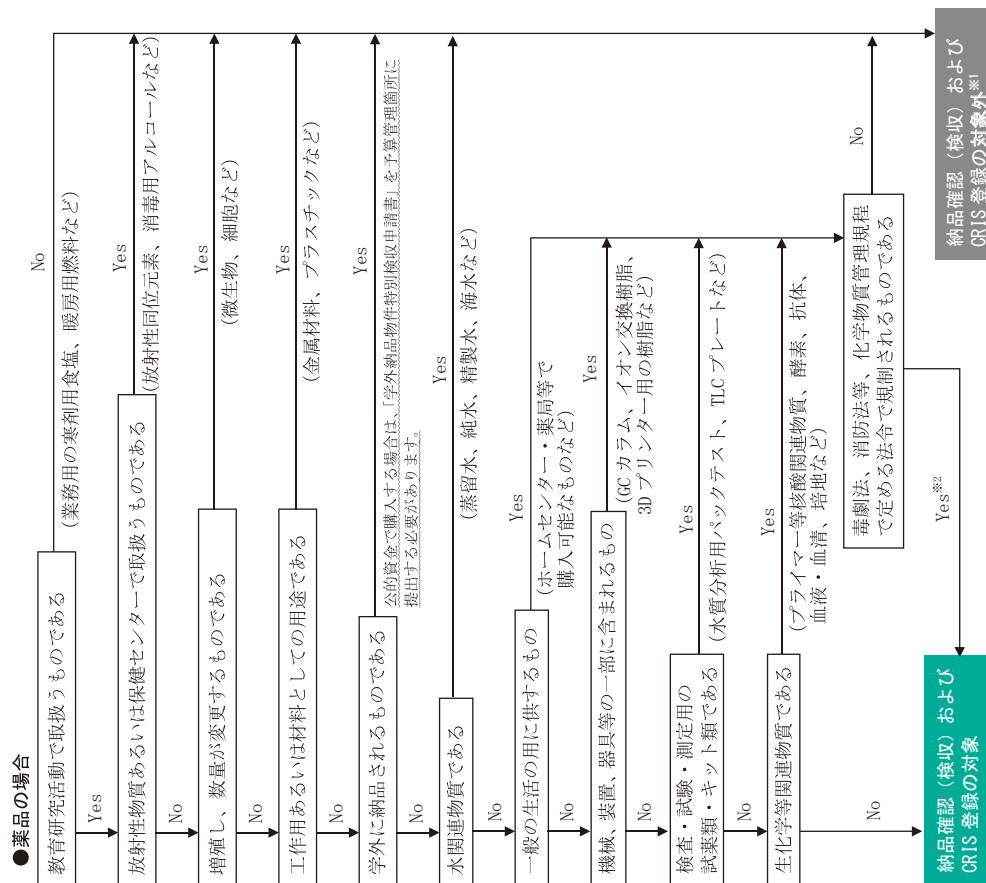
学生および教員はMyWasedaの「研究」、職員は「業務」カテゴリーから「薬品管理」→「化学薬品管理（学内のみ）」と進んでログインしてください。



CRIS利用マニュアル

2019 年 4 月 1 日改訂

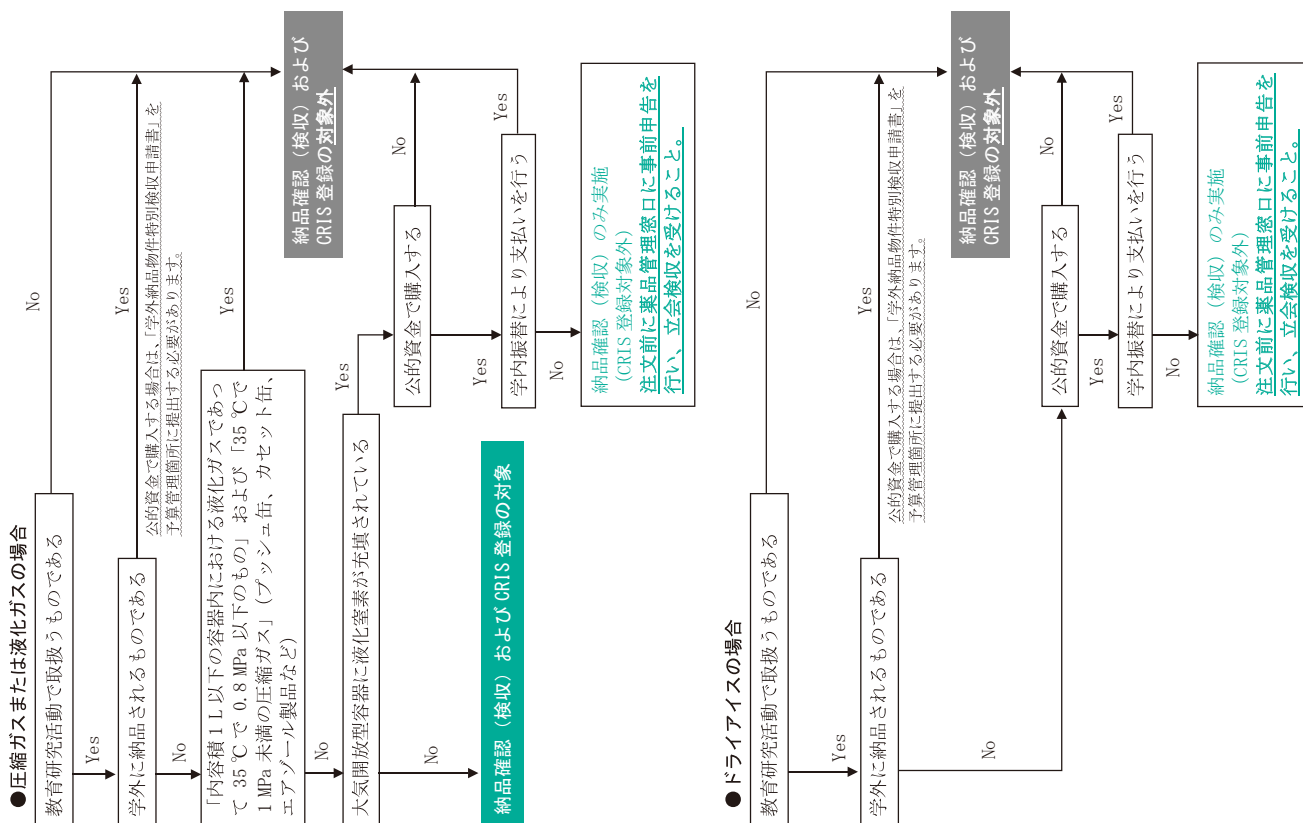
CRIS 登録対象物質に関するフローチャート



※1 環境保全センターで行う納品確認 (検収) の対象外であっても、公的資金で物品を調達する場合には、アカウレンディングセンター検収窓口での検収が必要となります。詳細については、早稲田検収担当 (03-5286-8403、内線 71-2903) にお問合せください。

※2 医薬品・化粧品および医薬品等関連物質の表示があるものは、全て Yes となります。それ以外のものは、通常の使用方法により、ユーザーに危害が見込まれないもの (3D プリンター用の樹脂、ブライマー、乾燥用シリカゲル、メンブレンフィルターなど) は、No とします。判断に迷う場合は、環境保全センターへお問合せください。(03-5286-3089、内線 73-8202)

CRIS 登録対象物質に関するフローチャート



2 化学物質の購入

化学物質の発注～納品～使用後までの流れは、以下のとおりです。なお、下記に該当するものについては、事前に法令に基づく手続きが必要ですので、発注の前に各箇所の薬品管理窓口、または、環境保全センターまでご相談ください。（詳細は、QRコードのリンク先「化学物質管理に関する重要な法令の紹介」参照）



化学物質管理に関する
重要な法令の紹介

- | | |
|--------|-----------|
| ➡ 麻薬 | ➡ 覚せい剤原料 |
| ➡ 向精神薬 | ➡ 特定毒物 |
| ➡ 覚せい剤 | ➡ 免税アルコール |

発注から使用後までの流れ

作 業	対応者	注意事項
①発注	各研究室や実験室等	納入業者へ直接発注（その際に納品場所のみならず、 保管場所についても伝えること ）
②納入情報の通知	納入業者	納入業者は、納品前に、納入情報を薬品管理窓口にもメール送付
③バーコードラベル・バーコード割当表の準備	薬品管理窓口	薬品管理窓口担当者は、納入情報を CRIS 登録し、薬品 1 本 1 本ごとに貼るバーコードラベルとバーコード割当表を準備
④納品確認	薬品管理窓口	納入業者は、納品前に、薬品管理窓口に立ち寄る 窓口担当者は、納品書等をもとに納品確認を行い、検収印を押印
⑤バーコードラベル・バーコード割当表の納入業者受け取り	納入業者	納入業者は、ラベル・割当表を受け取る
⑥納品	納入業者	納入業者は、ラベル・割当表を添えて、薬品使用箇所へ納品
⑦バーコードラベル貼付	各研究室や実験室等	使用者は、割当表のとおり、バーコードラベルを薬品に貼付する
⑧バーコードラベル返却（薬品使用后）	各研究室や実験室等	使用者は、バーコードラベルをバーコードラベル回収用紙に貼り、速やかに薬品管理窓口まで返却する

※毎年数百本の薬品が不要薬品として廃棄されています。薬品等は、必要量以上に購入しないようにしましょう。

※研究室として、初めて薬品を購入する場合には、CRIS への登録が必要となるため、その旨 WCRIS@list.waseda.jp まで連絡してください。

※高圧ガスの場合は、バーコードラベルの代わりに伝票が発行されます。

※代理店を利用せず、化学物質を海外から直接輸入する場合、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）等の事前手続きが必要な場合があります。発注の前に各箇所の薬品管理窓口、または、環境保全センターまでご相談ください。

※学外納品の場合は、在庫情報は CRIS に登録されません。検収については、原則は受ける必要がありますが、学外への直接納品等で検収を受けられない場合には、「学外納品物件特別検収申請書」に必要事項を記入し、納品書（または領収書）とともに、予算管理箇所へ持参してください。



早稲田大学
アカウンティングセンター